

健診は 嘘つかない

健康に自信があるから、自分は健診を受けなくても大丈夫！

そんな風に思っている人も、身体の状態は健診じゃないと正確には把握することはできません。

いつまでも健康的でイキイキとした人生を送れるように、
毎年1回は必ず、健診を受けるようにしましょう！



長崎県の
みなさん

年に1回、健康診断を 受けましょう。

- 全医療保険者においては、40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者に対する年1回の特定健診・特定保健指導が義務化されています。
- 75歳以上の方も後期高齢者医療制度において健診が受けられます。

長崎県・市町国民健康保険・国民健康保険組合、全国健康保険協会長崎支部、十八親和銀行健康保険組合、
長崎県市町村職員共済組合、警察共済組合長崎県支部、公立学校共済組合長崎支部、地方職員共済組合長崎県支部、
長崎県後期高齢者医療広域連合、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県保険者協議会



マイナンバー

マイナンバーカードを
健康保険証として利用しましょう！

マイナンバーカードを医療機関・薬局で健康保険証として利用することにより、正確な本人確認や過去の医療情報を取得することができ、より良い医療を受けることができます。